特例給付金」申請受け付けのご 臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時 ン案内

給付金の支給対象となる可能性のある人がいる世帯主や、平成26年1月分児童手

休(郵送は必着)です。 当受給者へ7月8日頃に申請書を郵送します。各給付金の申請締め切りは、10月9日

早めの申請、郵送での申請にご協力ください

受付期間

期間 7月9日冰から10月9日休まで

<u>※</u> 土 日曜日・祝日を除く

午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所

|本庁:2階市民ホールまたは福祉課

夜間延長窓口開設

本庁

24 日 (木) 7月10日休・15日火・17日休・22日火

7月10日本・17日本・ 午後了時まで 24 日 (木)

公務員の人の申

てください。 ら申請書と証明書の交付を受け、 ※平成2年1月1日に村上市に住民登 児童手当を受給している人は、 録をしていない人は、住民登録して いた市町村へ問い合わせください 申請し 職場か

臨時受付窓口開設

問い合わせ

三岩船連絡所・上海府連絡所 山北支所: 地域福祉室 朝日支所:1階地域福祉室 神林支所: 1 階第 2 会議室 |荒川支所:1階予備室

時間

午前8時30分から午後5時15分

(直通) (福祉課内

給付金担当窓口

| | 7月12日出・13日(B)

※岩船、

上海府連絡所では行いません

市内の事業所、企業の皆さんへ



経済センサス-基礎調査・商業統計調査にご協力ください

7月1日を調査期日として、全国一斉に「平成26年経済センサスー 基礎調査および 商業統計調査」が行われています。6月下旬から調査員が、対象となる各事業所などに 調査票を配布させていただいています。後日、調査員が調査票の回収に伺いますので、 ご協力をお願いします。



●インターネットで回答ができます

今回の調査から、インターネットでも回答ができるようになりました。都合のよい時間に回答すること ができますのでぜひご利用ください。(インターネットでの回答は7月7日(月)が期限です) なお、インターネットで回答した事業所には、調査票の回収には伺いません。

●調査の対象

全国全ての事業所および企業が対象の調査です。 ただし、個人経営の農林漁業や家事サービス業 など一部の事業所は除きます。

調査票の内容 は、統計の目的以 外に使用するこ とはなく、厳重に

保護されます。

政策推進課情報化推進室 ☎53-2111(内線501) ●問い合わせ

情報化推進室 伊藤